

環境省

## 業者に自主的対策促す

産廃処理業  
温暖化対策

### 手引きを策定

環境省はこのほど、「産業廃棄物処理分野における温暖化対策の手引き」を取りまとめ公表した。持続可能な環境への配慮を高め、低炭素社会への転換を目指して、産廃処理分野として取り組める行動や対策技術・制度、導入による効果や支援制度などの情報を示し、処理業者による自主的な温暖化対策の実施を促していく。まだ、産廃

処理分野という3Rと適正処理の双方にかかわりノウハウを持つ特性を生かし、排出事業者や社会全体への働きかけを通じて、より効果的な温暖化対策の実施を目指す。

産廃処理分野は国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図り、國民の安全・安心を支え、処理業者による公共性の高い環境保全事業で、温暖化対策についても、まずは自社で比較的容易に取り組むことができる

省エネルギー、エネルギー転換や余熱利用などのほか、3Rの推進が温暖化対策となることも多く特に排出事業者と連携を深め3Rと相乗効果を上げる形での取り組みも重要になる。

こうしたことから同省では昨年「今後の公共開

暖化対策の基本的な考え方や対策メニューなどについて検討を行った。その後必要な整理を行い、手引きとして取りまとめた。

温暖化対策を実施する上での基本的な考え方としては、①無駄なエネルギー消費をなくす②無為に廃プラスチック等を燃やさない③なるべく有機物を埋め立てる④適正に焼却管理を行う——の4つを掲げた。具体的な取り組みとしてはグリーン調達、ESCO事業、バイオマス由来燃料への転換などを挙げてくる。

平成21年4月8日  
環境新聞